

別居の被扶養者を認定する場合の仕送り額の取扱い

1 認定対象者が1人の場合・・・基準額130万円

※年間収入額をAとする。

(1) $A + (A \times 1 / 2) \geq 130$ 万円 仕送り年額 = $A \times 1 / 2$

(2) $A + (A \times 1 / 2) < 130$ 万円 仕送り年額 = 130 万円 - A

2 認定対象者が2人の場合（父母の片方認定を含む。）・・・基準額200万円

※2人の年間収入合計額をBとする。

(1) $B + (B \times 1 / 2) \geq 200$ 万円 仕送り年額 = $B \times 1 / 2$

(2) $B + (B \times 1 / 2) < 200$ 万円 仕送り年額 = 200 万円 - B

※ 認定対象者が3人以上の場合は、上記2の基準額に1人につき70万円を加算した額を基準額とする。

※ 上記2は複数の認定対象者が同一の世帯に属する場合に限る。

※ 既認定者も同様の取扱いとする。

[具体例]

1-(1) 父死亡、母年金90万円の場合

$$90万 + (90万 \times 1 / 2) \geq 130万$$

$$90万 \times 1 / 2 = 45万 \quad \underline{\text{仕送り年額45万円以上 (月額37,500円以上)}}$$

1-(2) 長男年収100万円、二男年収70万円（長男と二男は別世帯）の2人認定の場合

長男 $100万 + (100万 \times 1 / 2) \geq 130$ 万円

$$100万 \times 1 / 2 = 50万$$

$$\underline{\text{長男への仕送り年額50万円以上 (月額41,667円以上)}}$$

二男 $70万 + (70万 \times 1 / 2) < 130$ 万円

$$130万 - 70万 = 60万$$

$$\underline{\text{二男への仕送り年額60万円以上 (月額50,000円以上)}}$$

2-(1) 母のみ認定の場合

父年収240万円 母無職60歳未満の場合 父母合算240万

$$240万 + (240万 \times 1 / 2) \geq 200万$$

$$240万 \times 1 / 2 = 120万$$

$$\underline{\text{仕送り年額120万円以上 (月額10万円以上)}}$$

2-(2) 父母2人認定の場合

父年収80万円 母年金40万円の場合 父母合算120万

$$120万 + (120万 \times 1/2) < 200万$$

$$200万 - 120万 = 80万$$

仕送り年額80万円以上(月額66,667円以上)

※ なお、①認定対象者、認定対象者以外の被扶養者(認定対象者と同一の世帯に属する者に限る。)及び他扶養義務者(認定対象者と同一の世帯に属する者に限る。)の年間収入(組合員からの仕送り額を含む。)の合計をその人数で除した金額が、②仕送り額を除いた組合員の収入を組合員に認定対象者以外の被扶養者(組合員と同一の世帯に属する者に限る。)の数を加えた数で除した金額より多い場合は、認定できません。

(例1) 認定対象者：別居の母

(長男、二男(ともに組合員と同一の世帯)の2人を認定中の場合)

母年収70万円 父(母と同一の世帯)年収210万円 組合員年収500万円

仕送り額140万円

$$\textcircled{1} (70万 + 210万 + 140万) \div 2人 = 210万円$$

$$\textcircled{2} (500万 - 140万) \div 3人 = 120万円$$

210万 > 120万 より、認定対象者の世帯の方が多いため認定不可。

(例2) 認定対象者：別居の二男

(妻、長男、長女、二女(長女、二女は組合員と同一の世帯、無収入)の4人を認定中の場合)

二男年収70万円 妻(二男と同一の世帯)年収110万円

長男(組合員、二男とも別世帯)年収80万円 組合員年収560万円

長男への仕送り額50万円 二男、妻への仕送り額90万円

$$\textcircled{1} (70万 + 110万 + 90万) \div 2人 = 135万円$$

$$\textcircled{2} (560万 - 50万 - 90万) \div 3人 = 140万円$$

135万 < 140万 より、組合員の世帯の方が多いため認定可。

